様式第１６（第４０条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定申請書  申請年月日　2025年　2月　6日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな）ゆうげんがいしゃせいりきりょかん  一般事業主の氏名又は名称 有限会社清力旅館    （ふりがな） こばやしまさかつ  （法人の場合）代表者の氏名　小林昌克    住所　〒847-0303 佐賀県唐津市呼子町呼子1413  法人番号　6300002011050  　情報処理の促進に関する法律第３１条に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 当社ホームページ『DXへの取組について』 | | 公表日 | 2024年12月4日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 尾ノ上RyokanHPのＴＯＰページ内最下部『DXへの取組について』<https://yobuko-onoue.com/pdf/dx.pdf>  小見出し【DXによって目指す経営ビジョン】 【DX によって目指す経営方針】 | | 記載内容抜粋 | 『感動』と『笑顔』を大切に、お客様・従業員・地域にとって呼子町のシンボル的観光旅館として、地域の賑わいに貢献します。  ・多様な観光ニーズに対応する宿泊施設の提供  ・地域との強調と持続可能な経営  ・デジタル技術の導入による効率化と顧客満足度の向上  補足情報：有限会社清力旅館は運営致しております「尾ノ上Ryokan」を統括し、DX戦略を推進しています。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 当該ページへの記載内容は、取締役会にて決議された内容に基づき作成され、公表しております。 |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 当社ホームページ『DXへの取組について』 | | 公表日 | 2024年12月4日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 尾ノ上RyokanHPのＴＯＰページ内最下部『DXへの取組について』<https://yobuko-onoue.com/pdf/dx.pdf>　内【DX に向けた経営戦略】２，データ活用の具体的方策 | | 記載内容抜粋 | 従業員のバックヤード業務をデジタル化で大幅削減  2024年4月に予約システム・会計システム・サイトコントローラーを導入し、料金設定や予約管理を効率化。従業員のバックヤード業務を1/10以上削減し、蓄積データを活用して需要予測・価格設定を高度化。スタッフは接客に注力でき、質の高いサービスを提供します。  キャッシュレス（カード・PAYPAY）の導入・ワーケーション環境の整備（Wi-Fi全館）  決済データを分析し、利用状況を把握して利便性と満足度を向上。売上予測や集客施策にも活かします。また、全館Wi-Fiを備え、通信利用状況をモニタリングすることで、ワーケーションに対応しつつ設備拡大を検討します。  HP・OTA・SNS・プレスリリースを活用したデジタル集客  HPやOTA、SNSからの集客データを一元管理し、訪問数や予約経路を可視化。広告効果を最適化し、近隣の観光情報も紹介して地域貢献にも取り組みます。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 当該ページへの記載内容は、取締役会にて決議された内容に基づき作成され、公表しております。 |  1. 戦略を効果的に進めるための体制の提示  |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 尾ノ上RyokanHPのＴＯＰページ内最下部『DXへの取組について』<https://yobuko-onoue.com/pdf/dx.pdf>　【DX 推進体制】 | | 記載内容抜粋 | ・実施部門とリーダーシップ  DX実施部門: 尾ノ上Ryokan  プロジェクトリーダー: マネージャー  サブリーダー: 経理担当  ・サポート体制  フロント、清掃、接客、調理スタッフ、代表取締役副社長（女将）  人材育成について  実務の中でDXを推進するためのツールの使い方の共有や、月に1回研修会をプロジェクトリーダーが中心になって主催し、各協力部門の理解を深めナレッジ強化に努めていきます。 |   　　② 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 尾ノ上RyokanHPのＴＯＰページ内最下部『DXへの取組について』<https://yobuko-onoue.com/pdf/dx.pdf>　【DX に向けた経営戦略】3. 環境整備の具体的方策 | | 記載内容抜粋 | ・オンライン予約システムの導入・活用  ・Wi-Fi通信環境の整備  ・顧客管理システムのデジタル化 |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 当社ホームページ『DXへの取組について』 | | 公表日 | 2024年12月4日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 尾ノ上RyokanHPのＴＯＰページ内最下部『DXへの取組について』<https://yobuko-onoue.com/pdf/dx.pdf>　内【DX 戦略達成指標】 | | 記載内容抜粋 | ・予約率の向上  ・客単価の向上  ・SNSフォロワー数の向上 |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | 2024年12月4日 | | 発信方法 | 尾ノ上RyokanHPのＴＯＰページ内最下部『DXへの取組について』<https://yobuko-onoue.com/pdf/dx.pdf>　内【DX 推進に向けてのメッセージ】 | | 発信内容 | ・トップメッセージ  実務統括責任者である取締役社長が自らDX推進のメッセージを発信。引き続き、業務のデジタル化、ネットワーク環境の強化、マネジメントの効率化に取り組む。 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2024年10月頃　～　継続中 | | 実施内容 | 「ＤＸ推進指標自己診断フォーマット」を活用した自己診断を行い、自社のＤＸ成熟度における課題を把握。  自己診断結果は「ＤＸ推進指標　自己診断結果入力サイト」にアップロード済み。 |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2024年8月頃　～　継続中 | | 実施内容 | SECURITY　ACTION制度に基づき、自己宣言を行い、「二つ星」宣言。（手続き完了日：2024年8月13日） |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号に掲げる基準による認定を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。